

## 裁判員法を改正する法律案関係資料

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外

一 地方裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならないものとする。こと。（第三条の二第一項関係）

1 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2 法第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、法第四十六条第二項及び同項において準用する法第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事

情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 一の決定又は一の請求を却下する決定は、合議体でしなければならないものとする。ただし、当該法第二条第一項各号に掲げる事件の審判に関与している裁判官は、その決定に関与することはできないものとする。と。（第三条の二第二項関係）

三 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。と。（第三条の二第二項関係）

四 一の決定又は一の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該法第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならないものとする。と。（第三条の二第三項関係）

五 刑事訴訟法第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条第一項の規定は、一の決定及び一の請求を却下する決定について準用するものとする。と。（第三条の二第二項関係）

六 一の決定又は一の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるとすること。この場合において、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用するものとする。と。（第三条の二第二項関係）

## 第二 重大な災害に関する裁判員となることについての辞退事由の追加

重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者は、裁判員となること

について辞退の申立てをすることができるとすること。（第十六条第八号関係）

### 第三 非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置

裁判所は、法第二十七条第一項本文又は第九十七条第二項の規定にかかわらず、法第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者又は第九十七条第一項に規定する選任予定裁判員のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは収集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、法第二十七条第一項又は第九十七条第二項の規定による呼出しをしないことができるものとする。（第二十七条の二、第九十七条第五項関係）

### 第四 裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱い

一 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下同じ。）を明らかにしてはならないものとする。（第三十三条の二第一項関係）

二 裁判長は、一に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。（第三十三条の二第二項関係）

三 二の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であつた者は、裁判員等選任手続において知

つた被害者特定事項を公にしてはならないものとする。 (第三十三条の二第三項関係)

## 第五 附則

- 一 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一項関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第二項関係)

## 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条」の下に「又は第三条の二」を加え、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（対象事件からの除外）」を付し、同条第一項中「畏怖し」を「畏怖し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確

保することが困難であると認めるとき。

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

第十六条第八号に次のように加える。

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(非常災害時における呼出しをしない措置)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

第二十八条第二項中「並びに前条第一項ただし書」を「、第二十七条第一項ただし書」に改め、「第六項まで」の下に「並びに前条」を加える。

第三十三条第三項中「次条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の



決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であつた者は、裁判員等選任手続において知つた被害者特定事項を公にしてはならない。

第四十八条第二号中「第三条第一項」の下に「、第三条の二第一項」を、「事件」の下に「又は同項の合議体で取り扱うべき事件」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第九十七条第五項中「おける」の下に「第二十七条の二、」を、「ついでには、」の下に「第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項の」とあるのは「同条

第二項の「と、」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

2 この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条の二（新法第三十八条第二項（新法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。

## 理由

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)

改正案	現行
<p>(対象事件及び合議体の構成)</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法 律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構 成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわら ず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(対象事件からの除外)</p> <p>第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件に ついて、被告人の言動、被告人がその構成員である団 体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現 に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくは その告知が行われたことその他の事情により、裁判員 候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはそ の親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは 財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活 の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁 判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭 を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務</p>	<p>(対象事件及び合議体の構成)</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるとこ ろにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、 裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参 加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 (略)</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(対象事件からの除外)</p> <p>第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件に ついて、被告人の言動、被告人がその構成員である団 体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現 に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくは その告知が行われたことその他の事情により、裁判員 候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはそ の親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは 財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活 の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁 判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭 を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務</p>

の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2  
5 6 (略)

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件

の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2  
5 6 (略)

(新設)

における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2| 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

3| 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一〜七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ〜ニ (略)

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

(非常災害時における呼出しをしない措置)

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一〜七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ〜ニ (略)

(新設)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住居を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

(裁判員候補者の追加呼出し)  
第二十八条 (略)

2 第二十六条第三項及び第四項、第二十七条第一項ただし書及び第二項から第六項まで並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員等選任手続の方式)  
第三十三条 (略)

2 (略)

3 裁判員等選任手続は、第三十四条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前に行われないうにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 (略)  
(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判

(新設)

(裁判員候補者の追加呼出し)  
第二十八条 (略)

2 第二十六条第三項及び第四項並びに前条第一項ただし書及び第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員等選任手続の方式)  
第三十三条 (略)

2 (略)

3 裁判員等選任手続は、次条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前に行われないうにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 (略)  
(新設)

員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2| 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3| 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない。

（裁判員等の任務の終了）  
第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 （略）

二 第三条第一項、第三条の二第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件又は同項の合議体で取り扱うべき事件の全てを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなったとき。

第九十七条 （略）

2| 4 （略）

5 第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第二十七条の二、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同

（裁判員等の任務の終了）  
第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 （略）

二 第三条第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件のすべてを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなったとき。

第九十七条 （略）

2| 4 （略）

5 第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十九条第一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、「第三十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。



条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項の」とあるのは「同条第二項の」と、「第二十九条第一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、「第三十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。